入札にあたっての注意事項（動産の場合）

【入札の注意事項】

・一度提出した入札書の引換、変更、取消はできません。
・入札価格を訂正したものは無効として取り扱います。
・見積価額に達した入札者がいない場合には、直ちに再入札を実施することがあります。
・お一人で何物件でも入札はできますが、１物件に対しては１入札しかできません。なお、同一物件で数量が複数あるものについては、その数量の範囲内において入札が可能ですので、入札書に希望する買受数量及び単価（１個あたりの価額）を記載してください。
・最高の価額による入札者が２名以上の場合は、午後２時より追加入札を行います。該当の方には、午後１時３０分にご連絡します。

【落札後の注意事項】

・公売物件の引渡しは、公売会の会場（島根県松江合同庁舎：松江市東津田町１７４１－１）で行います。
・大きい物件等で当日の引取が困難な場合は、保管依頼書を提出いただきます。ただし、長期間にわたる保管はできません。
・宅配等をご希望の場合は、買受人で業者の手配をしてください。
・執行機関は、契約不適合責任を負いません。
・買受代金の納付の時までに、その公売財産に係る滞納金額が完納されたときは売却決定を取り消します。
・買受代金を納付したときに、所有権が買受人に移転します。そのため、危険負担は買受人に移転し、その後に発生した財産の破損、消失などによる負担は、買受人が負うことになります。

【買受代金の納付】

（買受代金）

・買受代金の納付は現金に限ります。

（納付期限）

・令和８年１２月２日（水）午後３時